

## 板橋区高齢者民間緊急通報システム事業運営要綱

(平成18年2月8日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとりぐらし高齢者、高齢夫婦世帯等の高齢者の民間緊急通報システム事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、緊急時における高齢者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間緊急通報システム

民間事業者の実施する高齢者緊急通報システムをいう。

(2) 利用者

この要綱に定める手続により民間緊急通報システムの設置を受ける者をいう。

(3) 受託者

代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年東京消防庁告示第18号）における救急代理通報に係る東京消防庁認定通報事業者で板橋区から事業の委託を受けた者をいう。

(4) 受信センター

受託者が利用者からの通報を受信し、緊急対応を行う事務所をいう。

(5) 緊急対応

受託者が受信センターで通報を受けた際、利用者の状況を確認し、緊急連絡先及び東京消防庁へ通報することをいう。

### (事業内容)

第3条 利用者が、家庭内で発病又は事故等の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて受信センターに通報する。

2 受託者は、受信センターにおいて、緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、電話等により利用者の状況を確認の上、その内容に応じ、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに派遣し、救急隊等の指示に従った対応措置等の必要な措置を行うものとする。

3 受託者は、高齢者の日常生活に関すること、健康・医療等の簡易な相談サービスを提供するものとする。

4 受託者は、毎月の受信状況について、毎月1回区長に報告するものとする。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている65歳以上のひとりぐらし及び高齢者のみの世帯とする。ただし、区長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 区内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 心臓病その他突発性の疾患を有し、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあることを、医師の証明により確認できる者

(3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設、板橋区立高齢者住宅（けやき苑）等（以下「老人福祉施設等」という。）に居住していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、東京都板橋区高齢者防災対策事業実施要綱（平成 12 年 4 月 3 日区長決定）別表に掲げる火災警報器及び専用通報機双方を利用している者は、事業の対象外とする。

（申請）

第 5 条 民間緊急通報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者民間緊急通報システム事業利用申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）を、区長へ提出するものとする。

2 借家に居住する申請者は、申請書に高齢者民間緊急通報システム機器設置承諾書（別記第 2 号様式）を添付しなければならない。

（決定及び通知）

第 6 条 区長は、申請書の提出があったときは、申請書の生活状況等を調査し、利用の適否及び利用者負担金を決定する。

2 区長は、前項により利用の適否及び利用者負担金の決定をしたときは、高齢者民間緊急通報システム事業決定通知書（別記第 3 号様式）又は高齢者民間緊急通報システム事業却下通知書（別記第 4 号様式）により、申請者に通知する。

（機器の設置）

第 7 条 民間緊急通報システムを開始する際に利用者宅に設置する機器は、東京消防庁の定める機器の基準に準ずる次の機器（以下「機器」という。）とする。

- (1) 無線発報器
- (2) 無線発信機（専用通報機組み込み型を含む。）
- (3) 有線発報器
- (4) 専用通報機

（費用負担）

第 8 条 利用者は、利用サービスに要する費用（以下この条において「費用」という。）に、次の各号に掲げる世帯状況の区分に応じ、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人法」という。）による支援給付受給世帯に属する場合又は区長が特に必要があると認めた場合 免除
- (2) 同一世帯全員の所得が住民税非課税の場合 月額 300 円
- (3) 同一世帯員のいずれかに住民税課税所得者がいる場合 月額 900 円

2 前項の規定にかかわらず、区長は、利用者に特別な事情があると認める世帯であるときは、費用負担を免除することができる。

（機器の管理）

第 9 条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 利用者は、自己の責任により、機器の一部若しくは全部を破損し、又は紛失したときは、受託者へ実費を弁償しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は、受託者と協議し、区長が特に認めた場合は、弁償しないことができる。
- 4 利用者は、年1回以上の保守点検等に協力しなければならない。

(届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、高齢者民間緊急通報システム事業異動(変更・消滅)届(別記第5号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先等を変更したとき。
- (3) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (4) 第4条第1項に規定する事由に該当しなくなったとき。

2 利用者が死亡したときは、その家族又は関係者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(取消し及び通知)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める対象者に該当しないと認めたとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (5) その他区長が民間緊急通報システムの利用が適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により、利用を取り消したときは、速やかに受託者に登録抹消の手続きをとるとともに、高齢者民間緊急通報システム事業喪失通知書(別記第6号様式)により、当該利用者に通知するものとする。ただし、利用者が死亡したときは、当該家族又は関係者に通知するものとする。

(機器の返還)

第12条 前条の規定により、民間緊急通報システムの利用を取り消したときは、利用者(利用者が死亡したときは、その家族又は関係者)は、速やかに機器を返還しなければならない。

(関連機関との連携)

第13条 区長は、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て、事業の円滑な推進を図るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日 区長決定）

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者民間緊急通報システム事業運営要綱に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和2年1月29日 区長決定）

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

## 高齢者民間緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

高齢者民間緊急通報システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

申請に当たり、生活保護受給状況、中国残留邦人法による支援給付状況及び住民税課税状況の確認について承諾します。

申請者	ふりがな		男	世帯人数		
	氏名		女	人		
	住所					
	建物名称					
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	血液型
	電話番号	( )	FAX	( )	型	
	住所の目標					

居住建物の状況	・賃貸 (地下) ・一戸建て (階) ・共同住宅 (地上) ・公営住宅 (階) ・店舗併用 (階)				
居住建物の構造	・木造 ・耐火造 ・防火造				
主な慢性疾患等					
日常生活の状況	急に症状が変化する疾患があり、日常生活において、不都合な状況等を記入してください。 ( )				
	ふりがな 氏名	電話番号	住所	関係	鍵
搬送時の 居住管理者					有・無
緊急時の 連絡先 (親族等)					有・無
					有・無

【緊急通報協力員】 協力員がいる場合のみご記入ください。

氏名	電話番号	住所	関係	鍵
1				有・無
2				有・無

※ 裏面もあります

**【医師の方がご記入ください】**

医療的な緊急度が高い場合のみ、申請者の身体状況についてご記入ください。  
緊急度が低い場合は、当該事業の利用対象外となります。

※医療的な緊急度が高いとは「すぐに救急車等で病院へ受診しなければならない症状の出現が予測される場合」で、「緊急度は低い、医療機関の受診が必要な症状の出現が予測される場合」「定期的な受診でよい場合」等は利用対象外となります。

**確認書**

1 病名 (急に症状が変化し、緊急的な医療処置を施す必要があり、日常生活で常時注意を要する病名をご記入ください。)

\_\_\_\_\_

2 症状 (突然の激しい胸痛、意識障害、呼吸困難等具体的に記入してください。)

[ \_\_\_\_\_ ]

3 緊急的な医療の必要性 (医療機関への緊急搬送・緊急的な医療が必要な理由をご記入ください。)

[ \_\_\_\_\_ ]

上記について確認します。

医療機関名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所在地 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ 医師氏名 \_\_\_\_\_

**【申請者の方がご記入ください】**

**承諾書**

利用に関して、申請者の氏名・性別・生年月日・親族状況 (緊急連絡先) ・病名・血液型等を民間即時通報登録事業者に提供することを承諾します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

**【区の受付窓口へ届け出た方がご記入ください】**

住所	(〒 _____ )	電話番号	( _____ )
フリガナ	_____	本人との関係	_____
氏名	_____		

## 高齢者民間緊急通報システム機器設置承諾書

様

貴殿が、私所有の家屋へ緊急通報システム機器を設置することを承諾します。

年 月 日

所有者

住所

---

氏名

---

東京都板橋区長

様

高齢者民間緊急通報システム事業 決定通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 利用者	氏 名		
	住 所		
4 申請者	(利用者との続柄)		
5 決定内容	項 目		
	利 用 開 始 日	年 月 日	
	利 用 料 (月額)	円	
	利用者負担金 (月額)	円	
7 委託業者	TEL		

【備考】



東京都板橋区長

様

### 高齢者民間緊急通報システム事業 却下通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、  
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所	
	氏 名	
決 定 日	年 月 日	
却下理由等		

【備考】

高齢者民間緊急通報システム事業異動（変更・消滅）届

（宛先）板橋区長

届出者 住所  
氏名  
電話 ( )

下記のとおり高齢者民間緊急通報システムの  
ので届け出ます。

申請の内容が変更になった  
利用資格が喪失した

利 用 者	氏 名		承認番号	
	住 所			
異 動 内 容	<input type="checkbox"/> 住所	変 更 前	変 更 後	
	<input type="checkbox"/> 氏名			
	<input type="checkbox"/> 緊急 連絡先 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 利用資格 の喪失	<input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 辞退 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (理 由)		
異動が発生した日		年 月 日		

※該当する□の中にレ印をつけてください。

東京都板橋区長

様

高齢者民間緊急通報システム事業 資格喪失通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、  
下記のとおり資格が喪失しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第	号
喪 失 日	年	月 日
喪失理由等		

【備考】